

## ご挨拶

- 新業務と知財改革の中で -

日本弁理士会会長 下坂 スミ子



4月1日の就任以来7ヵ月が過ぎました。この間、波多野幹事長さまをはじめとする日本弁理士クラブの先生方には会務への絶大なご協力を賜り続けておりますこと、厚く御礼申し上げます。私ども正副会長9名は、本年度の「多様で質の高い弁理士業務の実現を目指して」のモットーのもと、一步の前進をめざして元気に頑張っております。なお、正副会長会は、毎週火曜日の朝10時集合、30分の事務局との議題打合せ、10時30分開始で行っています。

さて、ご承知のとおり、ここ2～3年の弁理士会は、従来の会内処理事項に加え、お付き合いをする関係官庁や外部団体の数が驚異的に増加しています。これらは、会員の急激な増加、弁理士業務の拡大、刻々と進展する知財改革に伴う諸事項への対応等々に起因するものですが、何よりも知財の世間一般への広がりや認識の高まりにより、弁理士会が従来以上に外部から注目されていることの証左でもあります。兎も角、その数や広がりや急速で、はんぱではありません。そこに今年は「阪神」が「優勝」し商標が世間の耳目を集める事態まで加わり、副会長や会員の多くがマスコミとの対応に追われました。

知財の広がりやの一つに本年7月8日決定の「知的財産推進計画」に沿った産・官・学の極めて迅速かつ活発な活動があります。この活動は日本の至るところで一斉に起こっており、多くの大学や官庁等から講師、スピーカー等々の人材要請がひっきりなしに弁理士会によせられ、弁理士会は今や人材派遣業の観を呈しています。また、7月の民事訴訟法の改正に伴い、只今最高裁判所から30名の専門委員のリスト提出を要請されています。そこで、今月「裁判

所調査官等候補者選定委員会」を立ち上げました。

いささか皆様に御心配をおかけしておりました日本弁理士会政治連盟との関係につきましては、双方の見解や意思の疎通を十分に語り、One-Voiceの行動をめざすべく、8月から、毎週一回（原則水曜日）の頻度で「外交政策会議」を開催しています。たまには激しくやり合う場面もありますが、めざす思いは両者共通であり、既に幾つかの実りある行動に繋がっております。

更に、特筆すべきご報告事項として、特定侵害訴訟共同代理権取得のための研修・試験があります。15年度の研修は9月13日に修了し、その効果確認試験が10月に実施されました。研修修了者840名、効果確認試験申請書提出者814名、同受験者804名でした。合格発表は12月25日の予定です。研修・受験頂いた先生方、そして何よりもその運営に携わってくださった研修所所長をはじめとする委員の先生方、本当に有難うございました。次年度研修の実施に関しては、同規模で行う予定ですが、日弁連との折衝が残されています。

臨時総会の開催を12月17日に予定しています。弁理士登録簿への付記登録関連の事務を進めるために必要な総会ですが、その他の議案も提出しますので、多くのご出席をお願いします。

また、このところ会員と顧客とのトラブルが増加しており、当会のみならず特許庁へのものも増加している模様です。そこで、「クライアントには十分な説明を！」のペーパーを全会員に発送し、ご協力をお願いしました。特許等の出願手続きに不慣れな個人や中小企業の方々に接する際には、十分な説明を

お願いします。

「知財推進計画」につきましては、知財戦略本部（本部長小泉首相）の下に、3つの専門調査会が設置されました。内閣府のホームページで議事内容の全てをみることができますので、是非アクセスしてみてください。「知的財産の保護に関する専門調査会」において、知的財産高等裁判所の創設に関し、11月28日に結論を出すことになっています。現在、第9番目の独立した高等裁判所として設置するという私共の主張に対し、東京高等裁判所に付属する裁判所として存在させ、単にその表札を「知的財産高等裁判所」にすればよい、という主張が先回出されました。

また、推進計画に呼応して、中央・地方官庁、各種大学、関連団体等の知財研修会・シンポジウム、パネル等々が、連日各地で無数に実施されています。当会も「知的財産シンポジウム in 鹿児島」と銘打った第1回タウンミーティングを10月18日に鹿児島からスタートさせ、200名収容の部屋に270名もの申し込みを得、別室にテレビで中継という嬉しい悲鳴でした。第2回を福岡で、そして将来的には日本全国を網羅するタウンミーティングとして知財の普及・高揚に尽力したいと考えています。

日本弁理士クラブの先生方には、どうかあと5ヵ月余のご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上